

四月二〇日 TCフォーラム(納税者の権利憲章をつくる会)の定期総会を開催!

去る四月二〇日に東京飯田橋、家の光会館で、TCフォーラムの定期総会とシンポジウムを開催した。

第一部 総会の司会を、湖東京至(事務局長、静岡大学教授)が、第二部シンポジウムの司会を、辻村祥造(事務局、税理士)が担当した。
なお総会に先立ち開会のあいさつを、呼びかけ人を代表して、北野弘久日本大学教授が行った。

シンポジウムは、「税務行政の民主化と納税者の権利」というテーマで、①京都、北村人権侵害国家賠償請求事件―税務行政と国家賠償―について、京都南法律事務所の岩佐英夫弁護士、②KSKシステムの新しい展開―税務行政手続きとの関連―について、堀口国雄東京税財政研究センター―KSK検討委員会責任者に、基調報告を受け、その報告に基づいて討論を行った。当日は、学者、弁護士、税理士、中小事業者、そして業者団体や労働組合など四五名の参加を得て活発な議論が行われた。

第一部 総会報告

総会では、一年間の経過報告と来年度活動方針案の提起を、益子良一(事務局、税理士)が行った。

とくに医科、歯科開業保険医の全国組織である全国保険医団体連合会(保団連)より、同会が作成した「納税者の権利憲章案および税務調査手続法案」

が会場に配布され、TCフォーラムに組織加入することが決定されている旨の報告があった。

また平成七年度日税連公開討論会の中で、TCフォーラムの活動が触れられるなど、この活動が浸透してきている旨の報告がなされた。

決算報告と予算案について田中嘉男(事務局、全商連)、および次期役員提案を辻村祥造(事務局、税理士)が行った。

監査報告を経た後、決算及び予算案、また今後、会を運営していく役員と活動方針について承認されて、総会は無事終了した。

なお情報公開法との関係から、民事訴訟法改正案の中の「官庁の保有する文書を提出義務の除外とすること」に反対する申し入れを行うことと決定し、五月に、衆参両院の法務委員と法務省宛に申し入れを行っている。

第二部 シンポジウム

―税務行政の民主化と納税者の権利―

このシンポジウムの内容は、冊子にして、後日会員に配布する予定である。

最後に運営委員を代表して、河野先税理士から、「料調事案では、人権侵害が行われている可能性も強いので、できれば七月にでもシンポジウムを開くなどして、料調対策なども検討したい」との開会のあいさつを受け、総会とシンポジウムを終了した。

TCフォーラム収支決算書

自 1995年4月1日
至 1996年3月31日

(単位:円)

収 入				支 出			
科 目	予 算 額	決 算 額	内 容	科 目	予 算 額	決 算 額	内 容
前年度繰越金	635,818	635,818	郵便貯金 2,902 普通預金 471,278 手許現金 161,638	使 用 料	360,000	259,404	農協会館 18,000 看板代 79,567 講師謝礼 130,000 主婦会館 31,837
会費収入・個人	1,485,000	1,440,000	6,000×240	通 信 費	50,000	38,608	事務局電話代(月平均3,217円)
〃 ・団体	600,000	460,000	全商連 200,000 全建総連 100,000 ただす会 50,000 その他 110,000	印刷発送費	1,200,000	647,277	西松印刷ニュース 459,482 その他 187,795
受 取 利 息		1,347		支 払 家 賃	240,000	240,000	事務局家賃 @2万円×12
雑 収 入		17,240	パンフ販売代金他	支 払 手 数 料	12,000	13,200	郵貯振込手数料
				予 備 費	100,000	0	
				次期繰越金	758,818	1,355,916	手許現金 189,699 普通預金 1,166,217
合 計	2,720,818	2,554,405		合 計	2,720,818	2,554,405	

監査報告書

TCフォーラムの自1995年4月1日至1996年3月31日年度の会計監査を行ったところ、会計処理、帳目などの保存等、すべて適正に処理されていることを確認しましたのでここに報告致します。

1996年4月3日

会計監査 斎藤 豊
同 早川 孝行



開会のあいさつをする北野弘久日本大学教授

「官庁の保有する文書を提出義務の除外とすること」に反対する申し入れ書

東京都新宿区三栄町9 NIKビル二階

納税者の権利憲章をつくる会・通称TCフォーラム

代表委員 池上 惇(京都大学教授、財政学・租税論)

同 石村 善治(福岡大学教授、憲法・言論学)

同 大江志乃夫(前茨城大学教授、評論家)

同 北野 弘久(日本大学教授、憲法・税財政法)

同 暉峻 淑子(埼玉大学名誉教授、生活経済学)

事務局長 湖東 京至(静岡大学教授、税法学)

私たちは、納税者・国民の租税法上、税務行政上、租税裁判上の権利を保護すべく、納税者権利憲章(「納税者権利基本法」及び「税務行政手続法」)の制定を求めている団体です。

聞くところによれば、今次国会に民事訴訟法改正案が政府により上程され、そのなか
に、「公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出について当該監督庁が承認をしな
いもの」については裁判所に対しその提出を拒むことができるという条項があります
(改正法案第220条四号ロ規定)。

これは事実上公務員の作成する公文書に司法審査が及ばなくなることを意味しています。仮にこのような法案が制定されたならば、納税者の権利救済手段としての租税裁判はその意義を殆ど喪失しかねません。なぜなら、租税裁判における処分相手方は常に行政庁であり、その一方の当事者である行政庁側の証拠隠蔽を助長することにほかならないからです。

今日わが国には納税者の権利を保護するための課税手続法(適正手続)が存在していません。そのため、納税者・国民は税務行政庁の前に無権利状態で立たされております。税務行政庁は課税処分にあたり、課税根拠となる証拠・理由を納税者に開示する義務を事実上免除されております。不服審査段階・訴訟段階においてようやくある程度の根拠が示されるに過ぎません。それが今度民事訴訟法改正案により、訴訟段階において真実に迫ろうとする裁判所が公文書の提出を要求したとしても税務行政庁がそれを拒否できるとしたら、公正な判断を期待することができなくなるばかりか、国民の知る権利・情報公開を行う方向に逆行することになります。

以上の観点から、私たち「納税者の権利憲章をつくる会」は民事訴訟法の今次改正、とくに第220条四号ロ新設に強く反対するとともに、関係各位に同法案の削除を要望する次第です。

以上



シンポジウムで基調報告する岩佐弁護士

TCフォーラム予算

自 1996年4月1日

至 1997年3月31日

(単位：円)

収 入			支 出		
科 目	内 訳	金 額	科 目	内 訳	金 額
前期繰越金			使 用 料	総会・シンポジウム（含む講師謝礼）	360,000
	郵便貯金 0	1,355,916	通 信 費	電話代	50,000
	普通預金 1,166,217				
	現金手許在高 189,699				
会 費 収 入	個人 6,000×250 =1,500,000	2,100,000	印刷発送費	ニ ュ ー ス20万円×4 =800,000	
				パンフ・封筒等印刷費 400,000	1,200,000
	団体 600,000		支 払 家 賃	@ 2 万円×12=240,000	240,000
			支 払 手 数 料		12,000
			予 備 費		100,000
			次期繰越金		1,493,916
合 計		3,455,916	合 計		3,455,916

区分	氏名	所 属 等
代表委員	池上 惇 石村 善治 大江志乃夫 北野 弘久 暉峻 淑子	京都大学教授、財政学・租税論 福岡大学教授、憲法・言論法 前茨城大学教授、評論家 日本大学教授、憲法・税財政法 埼玉大学名誉教授、生活経済学
運営委員	池田 勇 石村 耕治 岩田 俊一 粕谷 晴江 金井 清吉 小池 幸造 河野 先 湖東 京至 佐伯 勝雄 鈴木 章 谷山 治雄 辻村 祥造 鶴見 祐策 西川 進 益子 良一 松岡 寛 村上 晴男 森谷 修一 横山 南士	全建総連 朝日大学教授、税法 全国青年税理士連盟会長、税理士 税理士 弁護士 税理士 税理士 静岡大学教授、税法 全商連 税理士 税制経営研究所所長 税理士 弁護士 不公平な税制をただす会、税理士 税理士 合同税経センター 東京青年税理士連盟、税理士 税経新人会全国協議会理事長、税理士
事務局員	岩田 俊一 勝野 圭司 湖東 京至 粕谷 晴江 鈴木 章 田中 嘉男 辻村 祥造 益子 良一 村上 晴男	全国青年税理士連盟会長、税理士 全建総連 静岡大学教授 税理士 税理士 税理士 全商連 税理士 税理士 税理士
会計監事	斎藤 豊 早川 孝行	税理士 税経新人会

TCフォーラム本年度活動方針

TCフォーラム（納税者の権利憲章をつくる会）は会則に則り、我が国における納税者（タックス・ペイヤー）の権利確立、納税者の権利保護のため、「納税者の権利憲章」（「納税者権利基本法」）及び「税務行政手続法」の制定を目指し、以下の諸活動を行う。

一、ニュース（TCCフォーラム中央情

（情報）を随時発行する。

二、納税者に対する権利侵害の実情を調査・集約し、広く世論に訴える。

三、シンポジウムを随時開催する。

五、政府、地方議會、各党、各議員に対し要請行動を行う。

六、全国各地においてこの運動を推進する。

七、会員の拡大を行い組織を強化する。

一九九六年度・ＴＣフォーラム役員名簿